

平成25年度普通交付税額の推計について

基準財政需要額 (公債費・事業費補正を除く)

○当該団体で推計

○推計参考伸率 (前年度当初算定比) 道府県分 ▲2.0% 市町村分 ▲0.5%

<留意事項>

- ・推計参考伸率は、前年度の交付団体を基礎として算出したものであり、団体の規模(人口・面積)・態容等により異なる点に留意すること。
- ・「地域経済基盤強化・雇用等対策費」(H25年度地方財政計画:1兆4,950億円、H24年度と同額)に対応した普通交付税の算定については、H24年度と同様であること。
- ・「地域の元気づくり事業費」(H25年度地方財政計画:3,000億円、新規)については、臨時費目「地域の元気づくり推進費」(仮称)により算定することとしていること。

・地方公務員給与の削減による各団体の基準財政需要額への影響額の簡易な試算方法については、別添資料1参照
・「地域の元気づくり推進費」(仮称)の具体的な算定方法等については、別添資料2参照

+

公債費・事業費補正

○当該団体で推計

|

臨時財政対策債

別添資料3参照

○当該団体で推計

|

基準財政収入額

別添資料4参照

○当該団体で推計

||

普通交付税額

地方公務員給与の削減による各団体の基準財政需要額への影響額の簡易な試算方法（イメージ）

精査中

（計算式）

【都道府県分】

$$\text{給与削減による影響額} = \text{当該団体の総需要額(H24)} \times \alpha (\%)$$

<全国計:5,105億円程度> <全国計:23,936,725百万円(臨財債振替前の需要額、錯誤除き)>

【市町村分】

$$\text{給与削減による影響額} = \text{当該団体の総需要額(H24)} \times \beta (\%)$$

<全国計:2,749億円程度> <全国計:25,434,472百万円(臨財債振替前の需要額、錯誤除き、合併算定替反映)>

都道府県

人口	α (%)
600万人以上	▲2.3程度
400万人～600万人	▲2.2程度
200万人～400万人	▲2.2程度
100万人～200万人	▲2.0程度
100万人未満	▲1.9程度

※ 警察職員や教職員の数が多い団体、面積の大きい団体は、影響額に留意。

市町村

区分	β (%)
大都市	▲1.1程度
中核市	▲1.1程度
特例市	▲1.2程度
一般市	▲1.2程度
町村	▲1.1程度

※ 高校や幼稚園を設置している団体は、影響額に留意。

※ 上記は、現時点におけるイメージであり、本年8月までに行われる平成25年度の普通交付税算定時において、測定単位等の計数の変化によって変動する。

算定経費

- 地方財政計画において「地域の元気づくり事業費」が計上されたことから、地方交付税においては、新たな費目を設けて、地域の活性化などの需要額を措置。
- 算定にあたっては地域の活性化に係る基礎額に、給与水準、職員数削減の要素で適切に加算。

算定額

3,000億円程度	道府県分	1,950億円程度
	市町村分	1,050億円程度

算定方法

※単位費用については仮置き。係数等についてはH25算定時には変更があり得ることに留意。

《道府県分》

単位費用 × 人口 × 段階補正 × (1 + a × ラスパイレス指数を用いた係数 (A) + b × 職員数削減を用いた係数 (B))
(528円程度)

A : (100 / 当該団体のラスパイレス指数 (H24年度※) - 1) × 100

※H24ラスパイレス指数は、国の給与削減措置がなかったと仮定した場合の指数を用いる。

H24の数値が100未満の場合は、H24又は直近5年間 (H20~24) の平均値の小さい方を用いる。なお、Aが10を超える場合は、10とする。

B : $\frac{(\text{当該団体の職員数 (H20~24年度の平均)} - \text{当該団体の職員数 (H5~9年度の平均)})}{(\text{全団体の職員数 (H20~24年度の平均)} - \text{全団体の職員数 (H5~9年度の平均)})} / \frac{\text{当該団体の職員数 (H5~9年度の平均)}}{\text{全団体の職員数 (H5~9年度の平均)}}$

a : ラスパイレス指数を用いた算定額を650億円程度とするための率

b : 職員数削減を用いた算定額を650億円程度とするための率

・段階補正係数については、(地域振興費の段階補正係数) × 0.35程度 + 0.65程度とする。

《市町村分》

単位費用 × 人口 × 段階補正 × (1 + a × ラスパイレス指数を用いた係数 (A) + b × 職員数削減を用いた係数 (B))
(262円程度)

A、Bについては道府県分と同様

a : ラスパイレス指数を用いた算定額を350億円程度とするための率

b : 職員数削減を用いた算定額を350億円程度とするための率

・段階補正係数については、(地域振興費の段階補正係数) × 0.75程度 + 0.25程度とする。

平成 25 年度の臨時財政対策債発行可能額について

1 都道府県と市町村の割合

平成 24 年度の発行可能額（都道府県：37,935.5 億円、市町村：23,397.5 億円）を基礎とした上で、平成 25 年度における増加額（799 億円）について、都道府県と市町村の地方税等の増収見込額を、都道府県と市町村の割合に反映させることとしています。

2 財源不足額基礎方式への移行

財政力の弱い地方公共団体に配慮し財源調整機能を強化する観点から、平成 23 年度から 3 年間で段階的に「人口基礎方式」を廃止してきており、平成 25 年度においては「財源不足額基礎方式」へ完全移行することとしていますので、都道府県、市町村それぞれにおいて、全額財源不足額基礎方式で配分することとなります。

上記 1 及び 2 の整理により、平成 25 年度における都道府県及び市町村の臨時財政対策債の発行可能額は、おおむね下表のとおりと見込まれます。

(単位：億円)

区 分	平成 25 年度	平成 24 年度	差引	(参考) 変化率	
都道府県	人 口 基 礎	-	5,151	△5,151	
	財源不足額基礎	38,470	32,785	5,685	
	計	38,470	37,936	534	1.4%
市 町 村	人 口 基 礎	-	4,566	△4,566	
	財源不足額基礎	23,662	18,832	4,830	
	計	23,662	23,398	264	1.1%
合 計	人 口 基 礎	-	9,716	△9,716	
	財源不足額基礎	62,132	51,617	10,515	
	計	62,132	61,333	799	1.3%

※表示未満四捨五入しているため、区分ごとの数値と合計が一致しない。

基準財政収入額の推計に係る留意事項について

- 1 基準財政収入額の見積もりに当たっては、前年度（24年度）の実績値を基礎数値として用いるものが多いことに加え、法人関係税等の精算額が加算されることとなることから、団体ごとの増減は必ずしも一律ではないので、過少に見積もることのないようにすること。
- 2 個人住民税（所得割）の推計に当たっては、課税状況調における各団体の算出税額や納税義務者数の増減等により団体ごとの増減は必ずしも一律ではないので、過少に見積もることのないようにすること。
- 3 地方たばこ税における道府県から市町村への税源移譲が行われることから、基準財政収入額の算定に当たっても所要の改正を行うこととしているので、所要額を見積もること。
- 4 東日本大震災に係る地方税法の改正等に伴う減収見込額については、その75%を基準財政収入額に加算することとしているので、所要額を見積もること。
- 5 上記のほか、現時点では、前年度の基準財政収入額（精算分を除く）に、地財計画の増減率等に乗じるなどの方法により全国（交付団体）の総額を見積もっている。

（1）24年度の調定見込額（平成24年10月31日付事務連絡）を基礎として見積もるもの

区 分	見 積 も り 方 法
法人関係税	[法人税割] 24年度「調定見込額(現事業年度分)」に、 道府県分にあつては、0.99 程度 市町村分にあつては、1.01 程度 を乗じて試算 [法人事業税] 24年度「所得・収入金額課税分(現事業年度分)」に、 1.14 程度 を乗じて試算 (注) 上記の乗率は、調定見込額から平均的な伸率を推計したものである。
利子割（交付金）	24年度調定見込額に、 道府県分にあつては、1.18 程度 市町村分にあつては、1.08 程度 を乗じて試算

（2）24年度の基準財政収入額に地財計画の増減率を乗じて見積もる主なもの

区 分	道府県分	市町村分
配当割（交付金）	1.28 程度	1.28 程度
株式等譲渡所得割（交付金）	0.71 程度	0.70 程度
地方消費税（交付金）	1.02 程度	1.01 程度
自動車取得税（交付金）	1.03 程度	0.88 程度
軽油引取税（交付金）	1.04 程度	1.04 程度

（3）24年度の譲与見込額を基礎として見積もるもの

区 分	見 積 も り 方 法
地方法人特別譲与税	24年度「譲与見込額」に、 1.08 程度 を乗じて試算 (注) 上記の乗率は、譲与見込額から平均的な伸率を推計したものである。